

## 消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定に基づき、高崎市、安中市、榛名町(以下「協定団体」という。)の各市町長は、消防団の相互応援に関し次により協定する。

### (目的)

第1条 この協定は、火災その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、協定団体相互間の消防力を活用して当該災害による被害を最小限に防止し、もって住民の安寧秩序を保持することを目的とする。

### (相互応援の方法)

第2条 前条の目的を達成するため、協定団体は消防団その他必要な人員、資機材(以下「消防団」という。)を相互に出動させ、若しくは調達して応援活動をさせるものとする。

### (出動の義務等)

第3条 応援要請を受けた団体は、直ちに消防団を出動させるものとする。

ただし、当該団体において災害が発生している場合その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

### (応援出動団数)

第4条 応援の出動団数は、隣接の分団とし、災害の状況により増加することができる。

### (応援消防団の指揮)

第5条 応援消防団の指揮は、受援消防機関の長とする。ただし、別段の定めがある場合はこの限りではない。

### (経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがある場合のほか次に定めるとおりとする。

- (1) 応援のために要した経常的経費は、応援を行った団体の負担とする。ただし、消防用資機材で応援の要請により調達し、又は立て替えたものについては、現物又はその経費を応援を受けた団体が負担する。
- (2) 応援の活動が長時間にわたり、燃料、消防用資機材の補給、給食等を必要とする場合は、現物又はその経費を応援を受けた団体が負担するものとする。
- (3) 応援出動した消防団員が応援消防業務により負傷し、疾病にかかり、死亡し、又は障害の状態となった場合における消防賞じゅつ金の授与又は災害補償は応援を行った団体の負担とする。
- (4) 応援出動した消防団員が、応援業務を遂行中第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた団体がその賠償の責めを負う。ただし、災害地への出動又は帰路途上において発生したものについては、応援を行った団体がその賠償の責めを負う。

2 前項に定める経費の負担について特に必要がある場合は、その都度当該協定団体間で、協議のうえ決定することができる。

### (協議)

第7条 この協定に定めのない事項については、協定団体の市町長が協議のうえ決定するものとする。

### (効力の発生)

第8条 この協定は、平成18年4月1日から効力を発生する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年3月29日

高 崎 市 長

印

安中市長職務執行者

印

榛 名 町 長

印